# 安心社会を支える税制を実現するために

税制に対する生保労連の考え方

少子高齢化の進行に伴い、社会保障制度改革が進められています。2012年8月に施行された社会保障制度改革推進法においては、改革を進めるにあたって、「公的保障と私的保障の適切な組み合せ」が求められています。今後、国民の生活保障を支えるために、公助である社会保障制度とともに、自助である私的保障の役割がますます重要となります。

わたしたちは、国民・勤労者の生活保障を支え、現在の超少子高齢社会を「安心と活力のある社会」とするために、以下の考え方に基づく税制を実現すべきと考えます。

## 国民の生活保障をめぐる現状

### 不安定化が懸念される国民生活

生命保険の世帯加入率は83.6%となっており、家計収入の減少などにより、低下傾向にあります。また、30歳未満の若年層については65.4%と極めて低い水準になっています。今後、十分な保障を得られない層が増加し、国民生活全体の不安定化につながることが懸念されます。

生命保険の世帯加入率の推移

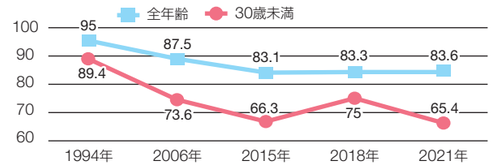


（出所：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」）

### 国民の多くが老後生活に不安を抱いている

老後のための私的な経済的準備に公的保障や企業保障を加えた老後資金の充足感をみると、「充足感なし」と感じている層が「充足感あり」とする層を大きく上回っている状況にあります。このように、国民の多くは老後生活に不安を抱いています。

老後保障に対する充足感

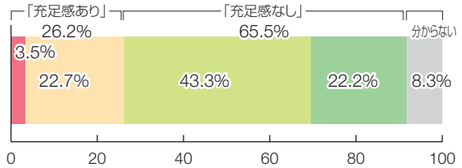


（出所：生命保険文化センター「2022年度生活保障に関する調査」）

## わたしたちの基本的な考え方

### 安心社会を支える税制の実現を

少子高齢化の進行など、社会構造が大きく変化する中、安心社会を築いていくためには、公的保障と私的保障の適切な組合わせ（公私ミックス）による生活保障システムの確立が不可欠です。

とりわけ、社会保障制度全体の「負担」と「給付」をめぐる厳しい現状や急速な高齢化、人生100年時代の到来などを踏まえると、国民一人ひとりの将来に向けた「自助努力」の果たす役割が今後ますます重要となることは明らかです。

それゆえ、わたしたちは、国民一人ひとりの自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかる必要があると考えます。

生命保険料控除制度の重要性について

Q. 公的保障（遺族年金、公的年金、公的医療保険、公的介護保険等）を補うために、生命保険を活用し、必要な備えを準備（自助努力）していく上で、生命保険料控除制度の役割（税負担水準の軽減等）をあなたはどう考えますか。あなたの考えに近いものをお選びください。

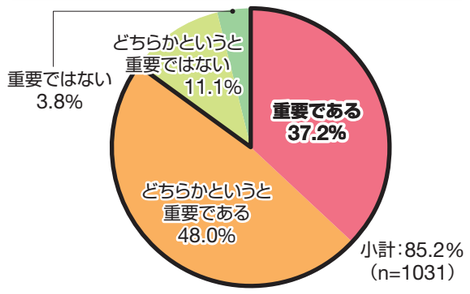


（出所：生保労連「生保関連税制に関するモニターアンケート調査（2023年6月実施）」）

## わたしたちの提言

Our Proposal

### 国民・勤労者の生活を支える税制支援策の拡充を

社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、社会保障制度が持続可能となるよう改革を進めるとともに、国民・勤労者一人ひとりの「自助努力」を支援することがますます重要となります。

国民・勤労者の生活を支えていくため、「公的保障」に加え、「私的保障」の一層の充実をはかる必要があることから、国民・勤労者の自助努力に対する税制上の支援を積極的にはかるべきと考えます。

### 社会保障制度の見直しに応じて生命保険料控除制度の拡充を

生命保険は、自助努力による生活保障手段として、相互扶助という独自のシステムを通じ、国民生活の安定に寄与しており、私的保障における中心的な役割を果たしています。例えば、働き手に万一のことがあった場合、その世帯の生活が困窮することを防いでいます。また、社会保障制度をめぐる環境が厳しさを増す中で、こうした役割を支援・促進する税制支援措置である生命保険料控除制度の重要性はますます高まっています。

こうしたことから、わたしたちは、国民の将来に向けた自助努力をさらに支援・促進するため、生命保険料控除制度について拡充をはかるべきと考えます。

| | 平成24年1月以降の契約 | 所得控除限度額　所得税12万円（地方税7万円） | |
|---|---|---|---|
| | 一般生命保険料控除 | 介護医療保険料控除 | 個人年金保険料控除 |
| | 遺族保障 | 介護保障・医療保障 | 老後保障 |
| | 所得税　4万円<br>地方税　2.8万円 | 4万円<br>2.8万円 | 4万円<br>2.8万円 |

要　望

| | 平成24年1月以降の契約 | 所得控除限度額　所得税16万円（地方税7万円） | |
|---|---|---|---|
| 扶養しているこどもがいる場合 | 一般生命保険料控除 | 介護医療保険料控除 | 個人年金保険料控除 |
| | 所得税　6万円<br>地方税　4.2万円 | 5万円<br>3.5万円 | 5万円<br>3.5万円 |
| | 平成24年1月以降の契約 | 所得控除限度額　所得税14万円（地方税7万円） | |
| 上記以外の場合 | 一般生命保険料控除 | 介護医療保険料控除 | 個人年金保険料控除 |
| | 所得税　4万円<br>地方税　2.8万円 | 5万円<br>3.5万円 | 5万円<br>3.5万円 |

※平成23年12月以前の契約は生命保険料控除（所得税5万円、地方税3.5万円）、個人年金保険料控除（所得税5万円、地方税3.5万円）の制度となっているが、当該制度は維持

### 働き手を失った遺族の生活改善に向けて死亡保険金の相続税非課税措置の拡充を

働き手を失った遺族の収入状況は非常に厳しい実態にあります。また、今後の経済情勢や雇用に関する動向などによっては、当該家庭の家計は一層厳しくなることも懸念されます。公的遺族保障については、例えば子ども1人世帯の遺族基礎年金は1ヵ月あたり約8万5千円（2023年4月1日時点）であり、生活資金必要額を賄う上では決して十分ではありません。

こうした状況を踏まえ、遺族の生活資金を確保すべく、死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算し、その拡充をはかる必要があると考えます。